

富士見市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年条例第24号）新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 人員に関する基準（第4条・第5条）</p> <p>第3章 運営に関する基準（第6条—<u>第34条</u>）</p> <p>第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（<u>第35条</u>）</p> <p>第5章 <u>雑則（第36条）</u></p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p><u>5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、介護保険等関連情報（法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報をいう。）その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>（管理者）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員（介護保険法施行規</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 人員に関する基準（第4条・第5条）</p> <p>第3章 運営に関する基準（第6条—<u>第31条</u>）</p> <p>第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（<u>第32条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（基本方針）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（管理者）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 前項に規定する管理者は、主任介護支援専門員（介護保険法施行規</p>

則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。

3 （略）

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 （略）

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3～8 （略）

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるもの

則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員をいう\_\_\_\_\_。）でなければならない。  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

3 （略）

（内容及び手続の説明及び同意）

第6条 （略）

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

\_\_\_\_等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3～8 （略）

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第15条 指定居宅介護支援の方針は、第3条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるもの

とする。

(1)～(8) (略)

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(20) (略)

(21) 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号においてこれらを単に「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準

とする。

(1)～(8) (略)

(9) 介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議\_\_\_\_\_をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、利用者（末期の悪性腫瘍の患者に限る。）の心身の状況等により、主治の医師又は歯科医師（以下この条において「主治の医師等」という。）の意見を勘案して必要と認める場合その他のやむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(10)～(20) (略)

額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費の額がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であつて、かつ、市からの求めがあつた場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(31) (略)

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(21) (略)

(22) (略)

(23) (略)

(24) (略)

(25) (略)

(26) (略)

(27) (略)

(28) (略)

(29) (略)

(30) (略)

(運営規程)

第20条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(勤務体制の確保等)

第21条 (略)

2・3 (略)

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第22条 指定居宅介護支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(設備及び備品等)

第23条 (略)

(従業者の健康管理)

第24条 (略)

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

(勤務体制の確保等)

第21条 (略)

2・3 (略)

(設備及び備品等)

第22条 (略)

(従業者の健康管理)

第23条 (略)

第25条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第26条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(秘密保持)

第27条 (略)

(広告)

第28条 (略)

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

(掲示)

第24条 (略)

(秘密保持)

第25条 (略)

(広告)

第26条 (略)

(居宅サービス事業者等からの利益収受の禁止等)

第29条 (略)

2 (略)

3 指定居宅介護支援事業者及び介護支援専門員その他の従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第30条 (略)

(事故発生時の対応)

第31条 (略)

(虐待の防止)

第32条 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第27条 (略)

2 (略)

3 指定居宅介護支援事業者及び介護支援専門員その他の従業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該居宅サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第28条 (略)

(事故発生時の対応)

第29条 (略)

(会計の区分)

第33条 (略)

(記録の整備)

第34条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第35条 第3条、第2章及び前章 (第30条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援(法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下この条において同じ。)の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、第12条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の支給」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費(法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費をいう。以下この項において同じ。)の支給」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

第30条 (略)

(記録の整備)

第31条 (略)

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第32条 第3条、第2章及び第3章 (第28条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援(法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援をいう。以下同じ。 )の事業について準用する。この場合において、第6条第1項中「第20条」とあるのは「第32条において準用する第20条」と、第12条第1項中「指定居宅介護支援(法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の支給」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費(法第47条第3項に規定する特例居宅介護サービス計画費をいう。以下この項において同じ。)の支給」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と読み替えるものとする。



## 第5章 雑則

### (電磁的記録等)

第36条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（第9条（前条において準用する場合を含む。）、第15条第28号（前条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

### 附 則

#### (経過措置)

2 令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所に

### 附 則

#### (経過措置)

2 平成33年3月31日までの間、富士見市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第5条第2項の規定にか

における第5条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条第2項の規定にかかわらず、引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を管理者とすることができる。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第15条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に1号を加える改正規定は、令和3年10月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の富士見市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第5項、第20条及び第32条（新条例第35条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第3条第5項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、新条例第20条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、新条例第32条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新条例第22条（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定

かわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く。）については、同条例第5条第1項に規定する管理者とすることができる。

の適用については、新条例第22条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における新条例第25条(新条例第35条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第25条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。